簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務は入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官の事務所とは別の事務所（関東地方整備局常陸河川国道事務所）において行う業務である。

令和８年１１月６日（金）
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所長

１．業務概要
（１）　業務名　　Ｒ８霞ヶ浦導水機場立坑境界確定測量等業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
（２）　業務内容
本業務は、茨城県水戸市、茨城町及び小美玉市における霞ヶ浦導水事業用地の復元測量を行い、境界確定及び公共用地境界確定協議を行うための用地測量等を実施するものである。
（３）　履行期間　　履行期間は、以下のとおり予定している。
令和９年２月（中旬）から令和９年７月３０日まで
（４）　その他
１）　参加要件等
本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務であり、参加要件等は以下のとおりである。
・業務実績
同種業務　：境界確定測量業務
類似業務　：用地測量業務（同種業務を除く）
・地理的条件
本店、支店又は営業所が茨城県内に存在すること。
２）　試行に関する事項
入札説明書（共通事項）によるほか、以下のとおりとする。
・地域要件の設定に関する試行
３）　賃上げを実施する企業の評価
本業務は、賃上げの実施をする企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。
４）　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価
本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等に対して、総合評価における加点を行う業務である。

２．指名されるために必要な要件
（１）　入札参加者に要求される資格
１）　基本的要件
ア）　単体企業
ａ）　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第９８条において準用する予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
ｂ）　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度「測量」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
ｃ）　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
ｄ）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｅ） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記　ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ）　設計共同体

上記　ア）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年１１月６日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からＲ８霞ヶ浦導水機場立坑境界確定測量等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

２）　資本関係又は人的関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書（共通事項）参照）

（２）　入札参加者を指名するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、企業及び配置予定技術者の実績並びに資格、継続教育取組実績、成績、表彰及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

１）　指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、予決令第９８条において準用する予決令７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、以下の（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

２）　落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査（以下「試行調査」という。）を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。

３）　予定価格が２００万円を超え１，０００万円以下の建設コンサルタント業務等の請負契約の場合については、品質確保の観点から関東地方整備局長が定める品質確保基準価格を設定する。

品質確保基準価格の算出方法は、予決令第８５条に基づく調査基準価格と同様に算出するものとし、落札価格が品質確保基準価格を下回ったときは、落札価格、業務履行体制及び業務履行状況に関する調査等（資料の作成、提出、提出資料に関する説明の聴取、及び完了検査時における照査技術者からの照査報告書に関する聴取等）を行うので、協力されたい。

なお、測量又は地質調査業務においては、受注者は、配置予定技術者のうちから、現場作業において技術上の責任を有するものとして「現場責任者」を定められたい。

４）　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の方法

１）　予定価格が２００万円を超える業務の場合は、技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は６０点とする。

①　予定技術者の経験及び能力
②　実施方針など
③　技術提案の履行確実性
④　賃上げの実施に関する評価
⑤　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

技術評価点＝６０×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）＋（④に係る評価点）＋（⑤に係る評価点）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

２）　価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格点は６０点とし、価格評価点の最高点数は６０点とする。

３）　賃上げ評価点及びワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価方法は、入札説明書による。

４）　総合評価は、入札者の申込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と当該入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

５）　詳細は、入札説明書による。

４．入札手続等

（１）担当部局（入札説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）

国土交通省関東地方整備局　常陸河川国道事務所　経理課契約係

ＴＥＬ　０２９－２４０－４０６２

電子メール　ktr-hitachi-keiyaku@mlit.go.jp

（２）入札説明書の交付期間等

交付期間：　令和８年１１月６日（金）から令和９年１月５日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（９時００分から１７時００分まで）。ただし最終日は１６時００分まで。

交付方法：　電子入札システムにより交付する。

（３）参加表明書の提出期限等

提出期限：　令和８年１１月１６日（月）１５時００分

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。

（４）技術提案書の提出期限等

提出期限：　令和８年１２月１０日（木）１５時００分

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。

（５）入札及び開札の日時及び入札書の提出方法

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。

入札日時：　電子入札システムによる場合の締め切りは令和９年１月５日（火）１６時００分まで。

開札日時：　令和９年１月６日（水）　１１時００分

５．その他

（１）　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　入札保証金及び契約保証金

１）　入札保証金　　免除。

２）　契約保証金　　免除。

（３）　入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）　手続きにおける交渉の有無　　無。

（５）　契約書作成の要否　　要

（６）　関連情報を入手するための照会窓口４．（１）に同じ。

（７）　本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（８）　参加資格の認定

本入札の競争参加資格は、上記２．（１）１）ア）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も４．（３）により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、２．（１）１）イ）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和６年５月９日付け国会公契第１号、国官技第４６号、国営管第４８号、国営計第１３号、国営整第１４号、国港総第２７号、国港技第９号、国北予第２号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

（９）　予定価格が２００万円を超える業務の場合、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（１０）　その他　詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。